

【円建て】マイクロローン事業者ファンド2号

分配時報告

投資家のみなさまにおかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

標記ファンドは、2020年9月24日に、別途「契約期間延長のお知らせ」にて配信させていただきましたとおり、運用期間を2021年2月末日まで延長いたしました。また、2021年2月25日に、別途「契約期間再延長のお知らせ」にて配信させていただきましたとおり、運用期間を2022年2月末日まで延長いたしました。そのうえで、後述する分配方針の変更（※）に従い、本営業者は、2021年3月に行われたIDF Holding Limited（以下「IDF社」といいます）から本営業者グループ会社であるCrowdcredit Estonia OÜ（以下「エストニアグループ会社」といいます。）への元本および利息の返済を原資として、保有中の投資家のみなさまへの分配を実施いたします。つきましては、分配時報告を以下のとおりご連絡申し上げます。

本ファンドの概況

本営業者が本件匿名組合契約に基づく出資金をエストニアグループ会社に貸付けたのち、次の案件1および案件2を行いました。

（案件1）キプロスを拠点に事業を展開する金融事業者であるIDF社に貸付けを行いました。

（案件2）MintosというP2Pレンディングプラットフォームを介して、ジョージア（旧グルジア共和国）の会社Creamfinance Georgia LLCの取り扱う個人向けローンの購入を行いました。

IDF社の状況および本営業者の対応

本営業者はIDF社より、IDF社グループが貸付事業を行うロシア、カザフスタンにおいて新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を背景にそれぞれの国で民間の融資の返済について一定期間利払いを停止し、元本の返済期限を延期する政府令（モラトリアム施策）が出されたことを受け、IDF社グループがバランスシートの手元資金流動性を確保するため、2020年4月期分配の原資となるローンの元本返済期限延期を希望する申し出を、2020年4月22日に受領しました。

各国のモラトリアム施策がIDF社グループ傘下企業に与える影響について、IDF社からの情報では、ロシアにおいては比較的軽微に留まる一方、カザフスタンでは2020年6月15日にモラトリアム施策

が終了したもののその適用申請者がロシアと比べて広範に及ぶこと、また、2020年7月下旬から8月17日にかけて主要都市で二度目のロックダウン（都市封鎖）が行われたことが、IDF社による貸付資金の回収に影響を与えました。IDF社は手元資金をより厚めに備えるため、マイクロローン事業者ファンドシリーズの2020年9月期までの分配の原資となるエストニアグループ会社への返済について、本営業者に対し2020年4月期と同様に元本返済期間延長の申し出を行いました。

かかる申し出を受け、本営業者は上記2か国の政府令の影響や貸付の回収状況を確認のうえ、本営業者は2020年4月期から9月期に当初満期日を迎えた本ファンドシリーズのファンドについて、最長6か月間の延長を行いました。2020年10月期については当初の期日通りに返済する旨IDF社が同意し、2020年10月27日に、エストニアグループ会社に約定通りの返済資金が着金しました。しかしながら、2020年10月期に当初満期日を迎えたファンドについても、後述する分配方針の変更（※）を踏まえて延長を行いました。

その後も、エストニアグループ会社がIDF社より返済を受け、かかる資金をもとにエストニアグループ会社が本営業者へ返済を行う都度、本営業者は変更後の方針に沿って分配金額を決定しています。また、その結果、当初満期日または延長後の満期日までに全額償還できないファンドについては、延長を行っています。

本営業者による分配方針の変更（※）

2020年10月期において本営業者は、匿名組合契約に基づく分配の方法を変更し、本営業者が正常先とする貸付先に融資を行い、かつ、合同運用を行うファンドシリーズのうち、延長中のファンドを含むものについては、平等性の観点から、すでに延長中かつ延長後の経過期間が長いファンドから順次分配を行うべきと判断いたしました。

今月期（2021年3月期）においても本営業者は、かかる方針に従い、エストニアグループ会社がIDF社より2021年3月期返済分として受領し、それをもとにエストニアグループ会社が本営業者へ返済した資金を原資として、まず、本ファンドシリーズのうち2020年8月期に当初満期を迎えたものの分配に充当しました。その余資をもとに、2020年9月期に当初満期を迎えた本ファンドの分配を行います。

なお、今後も本ファンドシリーズにおいては、延長後の経過期間が長いファンドから優先して分配を行わせていただきます。そして、延長中のファンドがすべて償還した後は、上記分配方針の変更以前と同様に、当初満期日を迎えたファンドの分配を順次行っていく予定です。

本ファンドにおける2021年3月期の分配について

今月期（2021年3月期）、エストニアグループ会社がIDF社から受け取った返済金を原資として、以下の金額（税引き前、単位：円）を分配させていただきます。

【円建て】マイクロローン事業者ファンド2号	5,727,229
-----------------------	-----------



本ファンドにおいて報告すべき事象が起きた際等には、速やかに投資家の皆様にご報告できますよう努めてまいります。

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号